

国税庁による「APA レポート 2005」の公表と移転価格税制にかかわる近年の状況

I はじめに

国税庁から公表された平成 16 事務年度(平成 16 年 7 月 1 日から平成 17 年 6 月 30 日)における移転価格関連の課税状況は、課税に至った件数 82 件(前年比 132.3%増)及び課税所得金額 2,168 億円(前年比 286.2%増)に達し、前事務年度と比較して大幅に増加する結果となりました。特に 1 件あたりの課税所得金額が前年度事業年度に比べて 2 倍以上となり、納税者の潜在的移転価格リスクは格段に増加したといえるでしょう。

しかし、一方で、わが国の税務当局は事前確認(以下、APA: Advance Pricing Arrangement)制度の整備を行い、納税者にとって APA は受け入れやすい制度になりつつあるのも事実です。以下では、APA の概略、課税に至った件数及び課税所得金額を概観したあと、国税庁相互協議室より平成 17 年 9 月 15 日付で公表された「APA レポート 2005」の内容に触れながら、納税者にとっての APA の有用性を説明していくことにいたします。

II APA の概略

そもそも APA とは、納税者が国外関連者との間で、資産の売買、役務の提供その他の取引を行う場合の独立企業間価格の算定方法等について、納税者の申し出に対し税務当局が審査後に確認を与えた場合は、取引の前提条件が大きく変わらない限り、確認対象事務年度において税務当局は移転価格課税を行わないという制度です。

III 高まる移転価格リスク

前述のように平成 16 事務年度において移転価格関連で課税に至った件数及び課税所得金額は、表 1 にあるように課税に至った件数 82 件及び課税所得金額 2,168 億円でした。なお、過去の課税に至った件数及び課税所得金額は以下の通りです。

表 1: 移転価格に係る課税に至った件数及び課税所得金額

事務年度	平成 11 年 以前	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
課税に至った 件数	368 件	39 件	43 件	62 件	62 件	82 件
課税所得金額	3,065 億円	381 億円	857 億円	725 億円	758 億円	2,168 億円

(国税庁ウェブサイトより)

新聞報道によれば、外資系企業だけではなく、日系企業に対しても大型の移転価格課税が行われています。一般に外資系企業のほうが移転価格リスクに対するマネジメントの注意は高いといわれていますが、日系企業においても注意を喚起する必要があるといえましょう。仮に、複数年にわたり海外関連会社に利益がたまっていくような状況が見つかったならば、早急に改善策を練る必要があるでしょう。

IV 「APA レポート 2005」の内容

APA レポートは、国税庁相互協議室より毎年秋に公表されるもので、このレポートからは 1 年間の事前確認制度の利用状況を知ることができます。

表 2 にあるように平成 16 事務年度において発生件数は 80 件から 63 件へ減少したものの、処理件数は 39 件から 49 件に増加しました。処理件数が過去最高を記録したことを受けて、国税庁は、取引の複雑化・グローバル化する現状を見据えて、「適正かつ迅速な処理に配慮した結果」¹とコメントしています。

表 2: 年度別発生/処理/繰越件数の推移

事務年度	平成 11 年 以前	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
発生件数	121 件	48 件	42 件	47 件	80 件	63 件
処理件数	69 件	29 件	25 件	47 件	39 件	49 件
繰越件数	52 件	71 件	88 件	88 件	129 件	143 件

(出典: 「APA レポート 2005」より抜粋)

さらに、平成 17 年 7 月の人事異動では、APA 審査の専門部隊である「国際情報第二課」が新設され、これまで課長以下 18 名であった APA 担当者の陣容が 26 名に増員されました。納税者としては、2 国間 APA は申請から合意まで長い年月を要するため敬遠する企業も少なくありませんでしたが、現在は 1 件当たりの平均的な処理期間は 2 年弱と報告されており、APA 審査のスピードアップが図られています。そのため、APA の申し出を

¹ 旬刊速報税理 2005 年 10 月 11 日号、ページ 11。

する企業の増加が予想されます。

V APA の有用性

上述のように、納税者に対する移転価格リスクは格段に上昇していますが、他方、わが国の税務当局によるAPAの推進には目を見張るものがあります。以下は、わが国の税務当局が行ったAPA運用における環境整備の代表例です。

- 平成 17 年 4 月 28 日に『移転価格事務運営要領』の一部改正及び『連結法人に係る事務運営要領』が国税庁より公表され APA の運用を明確化
- 平成 17 事務年度から APA 審査を担当する専門部署として東京国税局に「調査第一部国際情報二課」を新設
- 平成 17 年春に日中 2 国間 APA の第 1 号が日中税務当局間で合意

平成 16 事務年度における課税に至った件数の増加と課税所得金額の急激な高まりから、移転価格リスクはますます増加する傾向にあると考えられます。一方、わが国の税務当局の APA に対する体制の整備により、申し出から合意までの期間の短縮が期待されます。このような状況において、今まで APA を躊躇していた納税者も、APA の積極的な利用を考える時期に来たといえます。

© 2006 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.

この記事に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

E-mail: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com Tel:03-5251-2400 (代表) 広報担当: 高橋、中村